

VIII 資 料



給水タンク車

広報 はらひきの

(令和3年4月号より)

被害が発生しています！ ニセ水道局職員にご注意ください！

水道局職員を装って、皆さんの自宅を訪問し、下記のようなトラブルが発生しています。不審に思われた時は、身分証明書の提示を求め、確認いただくか、水道局へお問い合わせください。



- 水道料金を請求する
- 家庭用水道器具（浄水器など）の販売をする
- 事前連絡の無い水質検査や宅内管の洗浄や点検をする

☒ 水道局

(令和3年5月号より)

「水漏れかな?」と思ったら

●道路～水道メータの間で水が漏れているときは、水道局まで連絡してください。水道局または委託業者が修理対応します。

●宅内で水が漏れているときは、水道メータの横にある止水栓を止め、羽曳野市指定工事店に修理依頼してください。

※修理箇所がメータより内側の宅内の場合修理費用は必要です。

なお、水道料金は減免制度が適用される場合もあります。不明な点は、水道局までお問い合わせください。

<簡単な宅内の漏水発見方法>

家庭内のすべての蛇口を止めた後、水道メータのパイロットが回っている場合は、漏水しています。

☒ 水道局総務課



(令和3年6月号より)

「生活も ウイルス予防も 蛇口から」

6月1日から7日までは「第63回水道週間」です。水道について理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業の更なる発展に役立てることを目的としています。

この機会に水質安全や水の大切さを理解していただくとともに、将来に向かって、大切な資源である「いのちの水」について関心を更に深めていただくようお願いします。



(令和3年7月号より)

健康のために水を飲もう！！

人間のからだの約60%は水分で、1日に2.5ℓ水が必要です。のどの渇きは「脱水」の証拠です。気温が高くなるこの時期外出時には、水筒やペットボトルを携帯し、熱中症にならないためにこまめに水分補給をしましょう。

[問合せ] 水道局総務課

☎ 072-958-1111 (内線 5013)



(令和3年8月号より)

被害が発生しています！！ にせ水道局職員にご注意ください！

水道局職員を装ってみなさんの自宅を訪問し、【水道料金を請求する】【家庭用水道器具（浄水器など）の販売をする】【事前連絡のない水質検査や宅内管の洗浄や点検をする】などのトラブルが発生しています。不審に思われたときは、身分証明書を確認するか、水道局までお問い合わせください。

☒ 水道局

(令和3年10月号より)

鉛製給水管の取替え工事を行っています

「鉛製給水管」は水道を長期間使用しない場合、わずかながら鉛が溶け出すことがあります。通常の使用状態では問題がないことを確認しておりますが、より安心してご利用いただくために、朝一番や長い間留守にした後などの使いはじめの水は、念のためバケツ1杯程度（約6ℓ）を目安に、飲み水以外（トイレや洗濯など）に使用されることをおすすめします。

水道局では、配水管の工事や修繕工事などにあわせ「鉛製給水管」取替え工事を随時行っています。

☒ 水道局



貯水槽水道の設置者さまに、衛生管理のお願い

いつでも安心な水を使っていただくためにビル・マンションなどの貯水槽水道の適正な管理が求められています。

<<水槽の清掃>>

1年以内ごとに1回、定期的に行ってください。

<<水槽の点検>>

水槽の損傷の有無および状況などについて定期的に点検を行ってください。

<<水質検査の実施>>

蛇口の水の色・濁り・臭いおよび味など、異常の有無についての検査を定期的に行ってください。なお、給水される水に異常を認めたときは、水道法に基づく水質検査を行ってください。

※ただし、10㎡を超える貯水槽水道設置者は水道法による衛生管理が義務づけられています。専門業者（貯水槽水道清掃業務）による点検清掃および法定検査を受検してください。

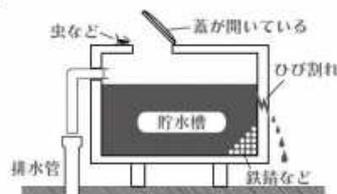
☒ [10㎡以下の貯水槽]

水道局工務課 給水担当

[10㎡を超える貯水槽]

環境衛生課 環境担当

管理できていない貯水槽の例▶



水道メータ交換での宅地内作業にご協力をお願いします

計量法により定められた有効期間（8年）満了までに水道メータ交換を無料で行っています。

委託業者が事前に「お知らせとお願い」を配付し、皆様の宅地内（メータボックス）で交換を行います。

不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求め、ご確認していただくか水道局へお問い合わせください。

※メータ交換の際 15～30分間、水が止まりますのでご了承ください。交換後、配管内に空気が混入して水が白く濁る場合がありますが、少し水を出せば解消し問題ありません。

☎ 水道局



（令和3年11月号より）

引越しのときは、早めに連絡を！～水道局からのお願い～

＜水道の使用を中止されるとき＞

引越しにより水道の使用を中止されるときは、料金の精算に伺いますので引越しの2～3日前までには必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は、引き続き料金がかかりますのでご注意ください。

＜新たに水道を使用されるとき＞

水道を使用される2～3日前までには必ず使用開始のご連絡をください。

＜お支払いは便利な口座振替を！＞

水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお届けの印かんを持参の上、直接手続きをしてください。

☎ 水道料金お客様センター ☎ 072-957-7770（直通）

（平日9:00～17:30 / 休日9:00～17:00）

※例・年末年始（12月29日～1月3日）除く

（令和3年12月号より）

水道局からのお知らせ

12月29日㈪～1月3日月の期間の水道の修理は、お問い合わせください。

☎ 072-958-1111

羽曳野のおいしい水 ～水道水を飲もう～

水道水の安全性や 料金について

日本の水道水の水質基準は、世界でもトップクラスで、水道法の規定に基づき『51項目の水質基準』に適合する必要がある、非常に厳しく安全確保に努めています。羽曳野の水道水もより一層ご利用いただけるよう安定した供給に努めてまいります。



水道水は安全で値段的にもお得
平均的な水道料金
(1カ月で25㎡使用した場合)
・家庭のお風呂1回あたり30円
・ペットボトル(500ml)1本分
0.075円

※水質基準および水道料金は市ウェブサイトにも掲載しています。

☎ 水道局総務課 総務担当

（令和4年1月号より）

寒い冬 水道管も凍ります ～水道管にも冬支度を！～

水道管は気温がマイナス4度以下になると凍る性質があります。

【注意する場所】

- ・屋外で水道管が露出しているところ
- ・北向きにあるところ
- ・風当たりの強いところ

【予防】

保温材（発泡スチロール製）や布を巻き、濡れないようにビニール袋などをかぶせてください。※浴槽などに少しずつ水を出しておくことなども効果的です。



【凍結したら】

凍結した部分にタオルをかぶせ、ゆっくりとぬるま湯をかけてください。※破裂しますので、**熱湯は絶対にかけないでください。**

【破裂したら】

水道メータ横の止水栓を閉め、すぐに水道局までご連絡ください。

☎ 水道局

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、羽曳野市水道事業の給水に係る料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件について必要な事項を定め、もって適正な給水の保持に資することを目的とする。

第2条 削除

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需用者に水を供給するために水道事業の管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次に掲げるものとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用で使用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸以上が共用で使用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用を使用するもの

2 管理者は、必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。

(権利義務の継承)

第5条 給水装置の所有権を継承した者は、その継承後に係るこれに付随する工事費及び修繕費に係る納付の義務も共に継承した者とする。

(同居人等の行為に対する責任)

第6条 給水装置の使用者又は所有者は、その家族、同居人及び使用人その他の従業者の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第7条 給水装置の新設、改造又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第8条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事の施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により、給水装置工事の施行をする場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 第1項の指定給水装置工事事業者の指定及び更新並びに第2項の設計審査及び竣工後の工事検査については、それぞれ第33条第1項の表に掲げる手数料を徴収する。

5 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターま

での間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

第10条 削除

(工事費の算出方法)

第11条 管理者が施行する給水装置工事に係る費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、前項第3号に掲げる費用を徴収する。

3 管理者は、第1項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

4 第1項及び前項に定める費用のほか、工事に係る費用の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の前納)

第12条 管理者に給水装置の工事を申し込む者及び指定給水装置工事事業者により工事を施行をしようとする者(以下この章において「申込者」という。)は、前条の規定により算出した費用の概算の額を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の規定による前納が、その納付の期日を20日以上過ぎてもなお行われなるときは、管理者は、申込者が給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

3 第1項の概算の額は、工事の竣工後に精算する。

(給水装置所有権の移転時期)

第12条の2 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権の移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納されるまでの間においても申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第12条の3 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、申込者が納付の期日を20日以上過ぎても納付しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置の撤去をした後、なお損害があるときは、申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に伴う費用は、その特別の理由の原因となる者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公営上その他のやむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することがない。

2 管理者は、前項に規定する場合により給水の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項に規定する場合により給水の制限若しくは停止又は断水若しくは漏水による損害については、市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認めたる者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計算する。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の規定により保管をする者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 第1項の規定により保管をする者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を弁償しなければならない。
- 4 水道使用者等は、第1項の規定にかかわらず、管理者の許可を得て、自己のメーターを使用することができる。
- 5 前項のメーターについて、管理者は、その設置後随時その機能を点検するものとし、不良と認めるときは、その交換の指示をすることができる。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき。
- (4) 消防用として水道を使用したとき。
- (5) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水に異状があると認める場合又は給水装置のうち配水管の分岐から市のメーターの間に異状がある場合にあつては、管理者に修繕その他必要な処置を請求するものとし、市のメーターから宅地内の給水装置に異状がある場合にあつては、指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。

2 前項の修繕に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の規定による管理を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置又は同一のメーターによって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、1月について、次の表に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額を当該表に掲げる額に加えて得た額(1円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額)とする。

種別	用途	基本料金											
		使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金
計量制	一般用	8 m ³	円 635	9 ~10 m ³	円 130	11~ 20 m ³	円 160	21~ 40 m ³	円 200	41~ 100 m ³	円 260	101 m ³ 以上	円 310
	湯屋用	200 m ³	円 1万	201 m ³ 以上	円 60								
	臨時用	1 m ³	円 400										

2 前項の用途の適用の基準については、管理者が別に定める。

(料金の算定)

第26条 料金は定例日(料金算定の基準としてあらかじめ、管理者が定めた日をいう。以下同じ。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、2月以上一括し、又は定例日を変更して点検することができる。この場合の水量は、各月において均等とみなす。

(使用水量及び用途の認定)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は終了したときの料金は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1に満たないとき 第25条第1項の料金の2分の1の額
[第25条第1項]
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき 1月分とみなして、算定した金額

2 料金算定の基準となる月の途中で、用途に変更のあったときの料金は、基準となる月の日数の2分の1を超えるものに係る用途によって算定する。この場合において使用日数が、月の日数の2分の1に等しいときは、変更後の用途について算定する。

(多用途に使用するときの料金)

第29条 1の専用給水装置を2以上の用途に使用する場合は、管理者がその用途の適用を定めて算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用を終了したときに精算する。

(料金の徴収)

第31条 料金は、2月ごとに徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、1月ごとに徴収することができる。

2 水道の使用を中止し、若しくは給水装置を廃止し、又は給水を停止したときは、その都度料金を算定して徴収する。

(納付料金の過不足の取扱い)

第32条 納付料金に過不足があるときは、納付後であってもその差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

(手数料)

第33条 手数料は、次のとおりとし、申込者からこれを徴収する。

区分	種別及び単位		金額
設計手数料	給水管口径 30 ミリメートル未満	1 件につき	8,800 円
	給水管口径 75 ミリメートル未満	1 件につき	10,500 円
	給水管口径 75 ミリメートル以上	1 件につき	12,300 円
設計審査手数料	給水管口径 30 ミリメートル未満	1 件につき	5,300 円
	給水管口径 75 ミリメートル未満	1 件につき	7,000 円
	給水管口径 75 ミリメートル以上	1 件につき	9,700 円
竣工検査手数料	給水管口径 30 ミリメートル未満	1 件につき	21,100 円
	給水管口径 75 ミリメートル未満	1 件につき	23,700 円
	給水管口径 75 ミリメートル以上	1 件につき	26,400 円
道路占用申請手数料	国道・府道等の占用申請	1 件につき	16,700 円
	市道の占用申請	1 件につき	1,800 円
指定給水装置工事事業者に関する手数料	指定及び更新	1 件につき	10,000 円
	証書の交付	1 件につき	2,000 円
	証書の再交付	1 件につき	2,000 円
その他の手数料	私設消火栓の消防演習の立会	1 回につき	10,500 円

2 手数料は、管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の納付の期日を20日以上過ぎても納付しないときは、管理者は、申込者が申込みを取り消したものとみなす。
- 4 第1項の表に掲げる手数料であって、既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(料金及び手数料等の軽減又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金及び手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第4章の2 工事負担金及び分担金

(工事負担金)

第34条の2 給水の申込み、開発行為その他の理由により、必要が生じた配水施設の新設、移設又は撤去の工事に要する費用(以下「工事負担金」という。)については、その原因者(以下この条において「申込者」という。)に負担させるものとする。

- 2 工事負担金の額の算定方法等については、管理者が別に定める。
- 3 申込者は、工事負担金を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の期日を20日以上過ぎてもなお納付しないときは、管理者は、申込者が第1項の申込みを取り消したものとみなす。

(分担金)

第34条の3 分担金は、次の表に掲げる額に、消費税率を乗じて得た額を当該表に掲げる額に加えて得た額(1円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額)とする。

メーター口径	分担金の額	
	新設工事	増径工事
20 ミリメートル	188,000 円	同一場所に係る、既設給水装置の増径工事申込者から徴収する分担金の額は、新設工事の分担金の額から既設口径の分担金の額を差し引いた額とする。
25 ミリメートル	530,000 円	
40 ミリメートル	1,290,000 円	
50 ミリメートル	2,100,000 円	
75 ミリメートル	4,980,000 円	
100 ミリメートル	9,330,000 円	
150 ミリメートル	22,600,000 円	
200 ミリメートル以上	管理者が別に定める	

- 2 分担金は、給水装置の新設工事及び増径工事の申込者から徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。
- 3 前項に規定する額のほか、メーター口径が13ミリメートルの分担金(既設給水装置の増径工事する場合に限る。)は、150,000円の範囲内で管理者が定める。
- 4 第1項の規定によりがたい特別な場合における分担金は、管理者が別に定める。
- 5 分担金は、給水工事の申込みのときに徴収する。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 前項の規定により管理者が指定した徴収の期日を20日以上過ぎてもなお納付しないときは、管理者は、第1項の申込者が給水工事の申込みを取り消したものとみなす。
- 7 第1項から第4項までに規定する分担金であって既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が、特に必要と認める場合は、この限りでない。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 管理者は、水道の管理上、必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置の指示をすることができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質基準に適合していないと認めるときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、前項に規定する者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第11条に規定する工事費、第22条第2項に規定するの修繕費、第25条第1項の料金又は第33条第1項の手数料を指定した期限内に納付しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく第19条第5項又は第35条の指示に従わないとき。
- (3) 水道の利用者が、正当な理由がなく第26条の規定による水量の点検又は第35条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発してもなお、これを改めないとき。
- (5) 給水を濫用したとき。

(給水装置の切り離し)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第7条の承認を受けなくて、給水装置の新設若しくは改造又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第18条第2項の規定によるメーターの設置、第26条の規定による水量の計算、第35条の規定による検査又は第37条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の規定による給水装置の管理を著しく怠った者
- (4) 第25条第1項の料金又は第33条第1項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第25条第1項の料金又は第33条第1項の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(水道事業者の責務)

第40条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第40条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の規定に基づき、その水道の管理をし、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道の管理をし、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

(旧条例に基づく処置等に関する経過措置)

第2条 この条例施行の際、現に旧条例によりなされた申込、申請、承認、指定、認定、指示等は、この条例によりなされたものとみなす。

附 則(令元.9.4条例18)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。